

昭和50年 5月 1日

広報



あいお

No. 137

人口と世帯数

(4月1日現在)

人口	9,432人
男	4,467人
女	4,965人
世帯数	2,430世帯

発行 秋穂町役場



(とじこんで保存しましょう)

(写真は秋穂88カ所お大師まいり)

今月の主な記事

新年度予算きまる	2
資源とエネルギーをたいせつに	3
町環連事業計画きまる	4
5月の保健衛生事業	5
郷土小史	6
小型船舶操縦士免許改正	7
身障者手帳をおもちですか	8
住宅金融公庫融資受付開始	9
おかあさんのページ	10

皐月(かつき)

晩春から初夏へ移りかわる五月は新緑の季節で、一年間で一番よい気候とされています。それに、今年は三日間の連休もあって、家庭ではそれぞれに楽しい計画が立てられていることでしょう。

五月はまた、草花の種まきにも適期で、サルピヤ マツバボタン オジギ草 ハゲイトウ ヒヤクニチソウ アサガオなどは花だんにもよく、手入れもやさしいものばかりです。

町内には、子供会によって美しい花だんが作られています。自然をいっくしみ、土に親しむために、家族そろって花づくりなどいかがでしょうか

福祉予算重点に!!

新年度予算 一般会計 7億8千万円

総 額 10億6,000万円

去る3月第1回秋穂町定例町議会が開催され、3月24日秋穂町の一般会計予算を始め各特別会計が議決されました。

今年度の予算は、高福祉社会の実現を目指し、特に民生費に重点を置いて編成されました。

前年度当初予算に比べてみると、二七・四%の伸びで、一億六、八八九万円の増加となっています。歳入では、地方交付税が大きく伸び三七・五%で、一億一、二〇〇万円の増加になっています。これは、一般会計の増加額のうち、六六・三%を占めています。

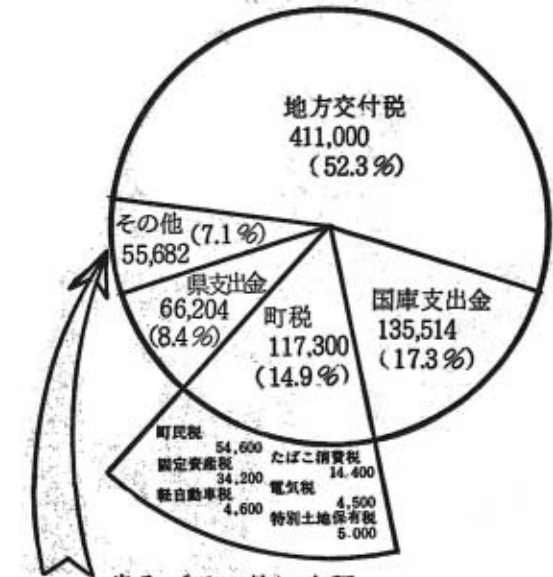
歳出では、大きく伸びたのは民生費の六、一〇三万円をはじめ、総務費五、六四二万円、土木費三、三九二万円などです。

公共事業等では、継続事業である海岸の災害防止をはかるための海岸保全事業や海岸保全整備事業（高潮）、漁業振興のための漁港修築事業、また新しい事業としては、日地崎線の橋のかけかえ、消防力を充実するために、大海分団消防車を新車に買いかえるなどの予算が計上されました。

款別に見た予算額および特別会計予算額については、別表をご覧ください。

一 般 会 計

昭和50年度
歳入総額
785,700 (単位千円)



昭和50年度
歳出総額
785,700 (単位千円)



歳出 (その他) 内訳

款	金額	%
衛生費	27,552	3.5
議会費	20,006	2.6
消防費	15,334	2.0
予備費	6,292	0.8
商工費	5,831	0.8
災害復旧費	14	

歳入 (その他) 内訳

款	金額	%
町債	15,300	2.0
分担金及び負担金	15,075	1.9
自動車取得税交付	8,000	1.0
諸収入	7,329	0.9
地方譲与税	4,500	0.6
使用料及び手数料	2,535	0.3
財産収入	1,742	0.2
寄付金	700	0.1
交通安全対策特別交付金	500	0.1
繰越金	1	

お知らせ

庭松を松くい虫から守ろう
今が予防の適期です!!

最近、庭園用の松に松くい虫が発生し、お困りの家庭をみうけますが、予防適期が来ましましたので、各自で計画の上予防を実施しましょう。

予防方法

予防薬を動力噴霧機で樹冠部(枝条部)中心にむらなく散布する

実施時期(適期)

5月中旬から6月下旬の間。一回撤布の場合5月中旬から5月下旬ごろ行います。二回撤布の場合は、5月下旬ごろ一回めを行い、6月下旬ごろ二回めを行います。

※予防薬剤入用の方は、農協購買課へご相談ください。

なお、駆除用として配布してありますダイパーB油剤は、灯油を主成分とする駆除薬ですので、生木に散布されると薬害を起します。絶対に使用されないうよう、あわせておしらせいたします。

松くい虫予防試験

空中撒布の実施

近年、本町の山林に松くい虫が異常発生し、大きな被害を受けています。町では、山口県林政課及び林業試験場の協力により、松く

昭和50年度国民健康保険特別会計予算 単位千円

歳 入			歳 出		
款	金額	構成比	款	金額	構成比
国民健康保険税	72,800	36.0	総 務 費	11,117	5.5
一部負担金	1		保 險 給 付 費	182,216	90.1
使用料及び手数料	10		保 險 施 設 費	7,517	3.7
国庫支出金	119,409	59.0	公 債 費	58	0.1
県 支 出 金	604	0.3	諸 支 出 金	51	
繰 入 金	9,000	4.5	予 備 費	1,269	0.6
繰 越 金	1				
諸 収 入	403	0.2			
歳 入 合 計	202,228	100.0	歳 出 合 計	202,228	100.0

昭和50年度国民宿舎特別会計予算 単位千円

歳 入			歳 出		
款	金額	構成比	款	金額	構成比
使用料及び手数料	56,580	85.2	休 養 施 設 費	60,913	91.7
繰 越 金	3,000	4.5	公 債 費	2,866	4.3
諸 収 入	6,850	10.3	予 備 費	2,651	4.0
歳 入 合 計	66,430	100.0	歳 出 合 計	66,430	100.0

昭和50年度交通災害共済事業特別会計予算 単位千円

歳 入			歳 出		
款	金額	構成比	款	金額	構成比
共済会費収入	2,250	31.5	交 通 災 害 共 済 費	2,291	32.0
繰 越 金	2,860	40.0	再 共 済 掛 金	2,025	28.3
共済交付金	2,025	28.3	予 備 費	2,834	39.7
諸 収 入	15	0.2			
歳 入 合 計	7,150	100.0	歳 出 合 計	7,150	100.0

資源とエネルギーを大切にする運動

わが国の経済は、政府の高度経済成長政策にのり急速な発展をとり、これまで大量生産・大量消費時代を迎えていました。

しかし、昭和48年の石油危機を契機にしてあらゆる資源の重要性が見直され、特に資源の大部分を外国から輸入しているわが国では、資源を無制限に消費することがむづかしくなりました。

こうした状況から、物を大切に生かして使う豊かな社会を築くた

め、山口県では、一般消費者・産業経済・文化教育等民間団体の支援協力のもと、「資源とエネルギーを大切にする運動」を展開することになりました。

みなさんも、この運動を十分理解されみんなに参加しましょう。

”こんな運動を進めましょう”

- ◎エネルギーを節約する運動
- ・家庭や事業所等での電気・ガス
- ・石油・水等の消費節約
- ・家用車の自粛
- ・省エネルギー商品の普及
- ◎資源を生かす運動
- ・廃棄物の分別排出への協力

また、山口県では、一般消費者・産業経済・文化教育等民間団体の支援協力のもと、「資源とエネルギーを大切にする運動」を展開することになりました。

みなさんも、この運動を十分理解されみんなに参加しましょう。

”こんな運動を進めましょう”

- ・空かん・空びん・古紙等の回収
- ・協 力
- ・資源の再利用
- ◎生活のむだをなくす運動
- ・不用品交換会・過剰包装の廃止
- ・使い捨て商品の利用抑制
- ・不要不急商品の購入抑制
- ・商品を長もちさせて使う運動

またはハガキで。

応募資格
誰でも応募できます。

応募期間
五月末日まで

表彰
入選者には表彰状と記念品

作品の送り先
〒七五三
山口市滝町県庁内

山口県商工労働部流通対策課

※くわしいことは町産業課へおたずねください。

い虫予防事業の一環として、ヘリコプターによる防除試験を、次により実施することになりましたのでご協力をおねがいします。

試験の概要

目的 液剤微量散布による、松くい虫防除

場所 大海時(別図のとおり)

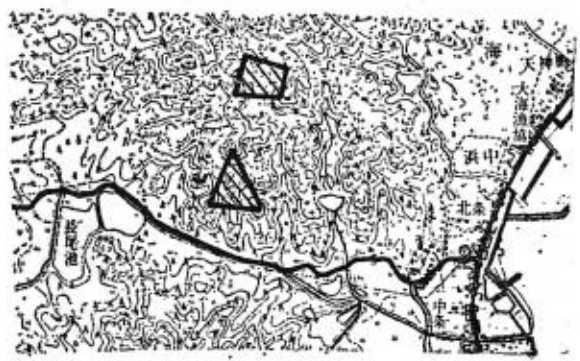
薬剤 スミチオン乳剤希釈液散布

期日 5月26日・6月16日の早朝

方式 ヘリコプター(2機)による樹上10米散布

観察期間 5月下旬より12月上旬まで

なお、薬剤は低毒性ですが密蜂等に影響があるとも思われますので、半径2kmの範囲内で密蜂等を飼育されている方は、町産業課へご連絡ください。



“美しい健康な町づくり”

50年度予算・事業計画を決定

町環衛連（会長 三尾勝次）では過日（3月28日）盛合裡に総会を開き、美しい町づくりをめざし、行政をとりまく住民組織活動を主体とした昭和50年度の予算・事業計画を次のとおり決定し、会を運営することになりました。

◎昭和50年度予算総額

一七六万四六七円

◎昭和50年度事業計画

自主的な組織活動の充実により、生活環境の保全と清掃美化運動をさらに推進し、公衆衛生思想の普及徹底と美しい健康な町づくりにつとめる。

◎事業の内容

- (1) 組織活動の充実
 - 指導者育成のため研修会、講習会に参加する。
 - 継続的なモデル地区の設定から組織活動の振興をはかる。
 - 組織活動に関するテキスト、パンフレットを配布し、町広報を利用しての教宣につとめる。
- (2) 生活環境整備と清掃美化運動の推進
 - 昭和49年度における実態調査をふまえての生活環境の整備に努力する。
 - 生活排出ゴミ置場（不燃物置場）を造成する区にたいし助成する。

- 各区ゴミ収集場所へ標示板を建立する。
- 衛生害虫駆除及び清掃期間を2回設定し、効果的な駆除と清掃活動を展開する。
- 生活排水溝や河川海岸の清掃につとめる。

- セイタカアワダチソウ撲滅県民運動へ積極的に参加する。
- 環境緑化を推進するとともに花いっぱい運動に参加する。
- 組織活動の貢献者及び優良区の表彰をする。

- (3) 健康の増進を強化
 - 成人病根絶対策を目標に早期検診を促進する。
 - 各種予防注射への高揚をはかる

私たちが、住みよい生活をするために梅雨期を前にして、各区内の清掃を徹底的に実施し、衛生害虫の発生源と思われるところを駆除、除去するための環境衛生旬間を、町と環境衛生連合会で提唱するとともに実践することになりました。

環境衛生旬間

5月17日～6月8日

いたします。

実施内容

- 区内の河川、山林、住居周辺のゴミの焼却、清掃およびゴミを運搬処理をする
- 下水溝および衛生害虫の発生を徹底的に駆除する
- 花だんなどの造成をする

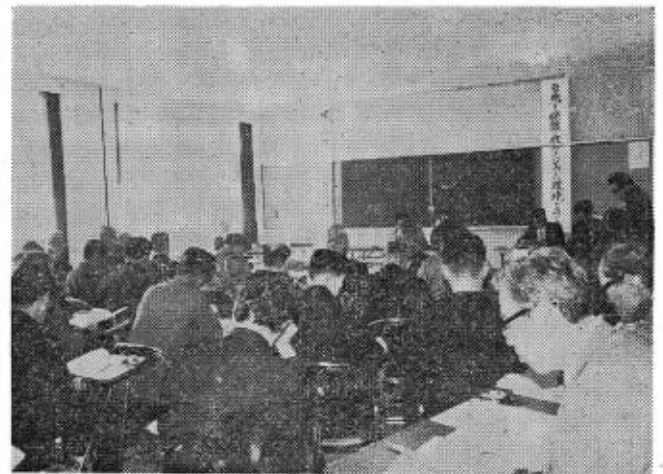


秋穂町環境衛生連合会

スローガン

- 自然を保護し 住みよい美しい環境をつくろう。
- 健康の増進をめざすととも生活環境は私たちの手で守ろう。

・公害苦情問題についての住民意識の啓もうと組織をとおしての改善につとめる。



町環衛連の総会

・食生活の改善とあわせ清潔な環境づくりにつとめる。

お知らせ

日本脳炎予防接種

受付中!!

～申込み期限5月15日まで～

日本脳炎の発生時期が近づきました。これを予防するため、予防接種希望者を次の要領で受けつけます。

(1) 接種期日及び場所

- 第1回目
 - 5月22日（木）中央公民館
 - 5月23日（金）大海
- 第2回目
 - 5月29日（木）中央 氏館
 - 5月30日（金）大海 館

○時間はいずれも13時～14時30分までです

(2) 対象者

満3才以上のもの

(3) 料金

◎15才（中学生）以下ならびに55才以上の者は一人につき 百円
 ◎15才をこえ55才未満の者で、今年初めて受ける者は二回分として一人につき 五百円

◎右の年令に該当する者で、毎年接種を受けている者は一回分として一人につき 二百五十円
 ※ただし、生保世帯・要保護世帯の者で接種希望の方は、申し出てください。

(4) 申込み期限及び場所

昭和50年5月15日（木）まで
 町保健衛生課または大海支所

5月 保健衛生事業

「病気とは人間が環境に敗れたときの状態である」
ルネ・デュボ氏より

行事名	月日	曜日	時間	場所	対象
犬の登録・注射 (追加的分)	5月	金	9:30~11:30	大海分館	昭和50年度未登録・未注射の畜犬所有者
	2	金	13:30~15:30	町役場	
秋穂乳幼児 2才児相談	6	火	13:00~13:30(受付)	中央公民館	2才児ならびに乳幼児とその母親
大海乳幼児 2才児相談	7	水	13:00~14:30(受付)	大海分館	
日本脳炎 (第1回目)	22	木	13:30~14:30	中央公民館	満3才以上の者 (希望申し込み者のみ)
日本脳炎 (第2回目)	29	木	13:30~14:30(受付)	中央公民館	満3才児以上の者 (希望申し込み者のみ)

週日各家庭におくばりした昭和50年度の各種予防接種ならびに衛生関係業務予定表にもとづいて、右のとおり実施いたしますので、個人あてには通知いたしません。

春の交通安全健民運動

期間 5月12日～21日

春の交通安全健民運動は、歩行者および自転車利用者の交通事故防止と子どもと老人を交通事故から守ることを重点に、5月12日から10日間県下一斉に行われます。

▼急ぐほど減らす燃料 増す危険

▼手をかそう

ちっちゃな子どもとお年寄り

▼とびだすな あのみち

このみち こうさてん

▼スローガンに、みんなが交通のきまりを正しく守り、町内から交通事故を追放しましょう。



児童を交通安全から守りましょう
児童を交通安全から守りましょう
児童を交通安全から守りましょう

公害セミナー

- ▽日常生活のなかで、
- ▽テレビや新聞紙上でよくみかける公害についての化学的な専門用語を毎月公害セミナーに掲げたいし
- ▽このたびは「AF2 (フリルフラマイド)」について考えて
- ▽「AF2 (エーエフツー) の毒性について」
- ▽殺菌力が強く食品添加物の合成殺菌や防腐剤として使用されていたものです。これは、上野製薬会社が開発し、厚生省の食品衛生調査会が、宮地徹大阪大学医学部教授・相磯和嘉千葉大学長らの実験データによって、昭和40年7月から食品添加物として豆腐・食肉ハム・ソーセイジ・ベーコンに55PPM (ピーピーエム)、魚肉ハムに20PPM、カマボコなどの魚肉ねり製品に25PPMまで使用を認め年間約3ト

トン)をあつかう豆腐業者者に、神経障害や皮膚炎などの被害が続発したのをはじめ、肝臓障害や催奇性・発ガン性などの危険性が指摘され、安全性に疑いがでていました。

特に、東大の高橋正講師から「許容量を決めた実験データの解析に疑問がある」と告発され、厚生省もその誤りを認めたといわれております。

AF2 (エーエフツー) の毒性については

- (1) 国立遺伝学研究所の田島博士らのグループによって、突然変異作用・染色体異常が明らかにされました。
- (2) 国立予防衛生研究所の俣野氏らは、AF2 (エーエフツー) の肝臓毒説の誤まりと、AF2 (エーエフツー) が肝臓内で変質し、有毒な未知の物質へ転化すると指摘されています。
- (3) マウスにより、催奇型性が認められております。また、その後国立衛生試験所の実験で発ガン性が実証され、昭和49年9月1日厚生省もついに全面禁止を決定しました。

住民健康診断を 行います!

50年度の住民のみなさんの健康診断を、検診車を使って実施します。

「胃がん」「子宮がん」「心臓・高血圧等」の受診希望者を、5月中に区長さんをおして調査します。多受診されますようお知らせします。

「豆腐は生ものです」
合成殺菌料AF2の全面使用禁止により、市販の豆腐には殺菌料が使われていませんで、保存はききません。気温があがるにつれいたみも早まり、高温多湿の悪条件では6~10時間であらなでしまいます。

次のことに十分注意しましょう。
○衛生管理のよい店を選びましょう

- ▼販売容器が金属製や合成樹脂製のもので、換水が十分されていること。
- ▼直射日光を避けて置いてあること
- ▼冷蔵施設の中に保管されていること
- ▼取り扱いのきれいなこと
- 豆腐は生ものですので保存食品でないことを覚えておきましょう。
- ▼家庭での保存は、きれいな水にかえて冷蔵庫に入れること
- ▼パック入りのものは容器から出して、きれいな水にかえて冷蔵庫に入れること
- ▼なるべく早くたべること

郷土小史 (20)

秋穂浦と祇園社 ③

秋穂浦や祇園社に深い関係のある旧家に平原家がある。

平原家は清和源氏の出ではじめ徳永氏を名乗って居り、敵島の陣で陶暗討伐に功があつて五〇〇石を賜わり、仁光寺平原村に住みつき、毛利家のご家来整理にあつて武士の身分をおり、地名の平原を名乗り、医師鍛冶を業とした。

二代平右衛門のとき、秋穂浦に移り住み、これをついだ幸左衛門は鍛冶をやめて大船を作り、家号を関屋と称し、諸国と通易して宮を築いた。

そして享和元年(一八〇一)に砲術家で文筆にたけた坂本天山を招き、正八幡宮の甲由来碑文を懇請して同志と共に寄進した。その子で馬関の菊屋平七は天明五年(一七八五)同社前の石造狗犬をまた甥の徳永平右衛門は文化一〇年(一八一三)青銅製の大燈籠(太平洋戦争で供出にあつて、今は台石だけ残る)、文政四年(一八二二)には放生地の築立とその由来碑を氏子の協力を得て寄進している。平原一族の秀れた寄進物や宝物は目立って多く、ここ祇園社にも善城寺や朝日山にもある。

特に祇園社の市宝作という大石宝殿を寛政八年(一七九六)に造った時の主たる寄進者は平原二三

代幸左衛門である。

二五代平右衛門のとき、浦江の川下、南側大森附近に平原開作を作った。大型船の入港を助けるのが主目的で廻船業は益々栄えた。幕末の頃、勤王の志士木戸孝允・高杉晋作・井上聞多・山県有朋・伊藤博文等多くの志士が同家をし

ばしば訪ねている。軍用資金を仰いだものである。慶応二年(一八六六)には小郡宰判一三ヶ村の有志と謀り、六万両を献金して英国から軍艦を購入して秋穂浦沖に藩主毛利敬親公を迎え「丙寅丸」と命名された。

毛利氏が北海道開拓に当るやその生産物売捌方御用を命ぜられ、一二艘の大型船をフルに動かしても足らず、米国から二千石積の大型船を月四〇両を払って借り受け大量スピード輸送を行い、関西随一の豪商となり、大阪に本店、松前に支店をおいた。

明治三年三男太作を英国に留学させたが、その祝賀の宴のあと、善城寺山でビールをぬいて二次会をした。その時附近の里人たちはこの空壇を拾ってギヤマンの徳利と称して珍重した。

平原氏は代々井原領の給庄屋、浦年寄をつとめ、佳三氏は永く郵便局長をし、八幡宮・祇園社総代として尽力した。

平原氏と並んで廻船業に活躍し巨大の宮を築いた人に森繁和吉がある。「秋穂森繁日の出の和吉」と唄われ、前号でのべた千歳開作は彼の計画であり、正八幡宮に天

保五年(一八三四)石造大燈籠を寄進したのも金榮丸森繁和吉であり、祇園社の石造物にもその名が刻まれている。

森繁和吉は井原氏の家来で、柳川藩にも仕え晩年は彼地で活躍して歿したという。この浦でも藩主来訪のときは森繁邸が宿となり、前にのべた「丙寅丸」命名のときも森繁邸が本陣に当てられた。この森繁一家の中から今芸能界に活躍する森繁久弥がある。

祇園社をこの地に勧請した江村清立の末裔に江村家があり、御神幸の際御幣持を代々つとめ来ている。また山根薬局の祖は八幡宮の社家で鼓頭をつとめ、ここ浦の祇園社・賀茂社・恵美須社・貴船社等の神主をつとめていた。

次に旧家有富家は浦領主井原氏と同じく安芸国(広島)高田郡有富村の出で、毛利氏ご家来整理の際、平原氏と同じく武士をおり、この地に住みついた。井原氏の縁故によるものである。

万治三年(一六六〇)に井原氏の尽力で熊毛郡三輪村から酒造株を譲り受け清酒醸造業を免許され永く家業にし、大正五年頃までつづいた。

寛文二年(一六六二)に正八幡宮二ノ鳥居を寄進している有富七兵衛はその祖で、この鳥居は県下でも最も古いものの一つである。

明和三年(一七六六)亀屋浜兵衛の代に永代苗字を許され有富源兵衛を名乗る。天明八年(一七八八)に毛利英雲公が同家に来訪し

た際、造酒を献上し「養老酒」と命名された。現在同家にある古風の門はこの頃、阿知須浜御殿と称する毛利家の別荘が、防府に移され、そこにあった門を同家が継いだものであるという。

有富家を訪ねた知名士、坂本天・頼山陽・前原一誠・高杉晋作・野村望東尼・木戸孝允等の揮毫が同家に伝っている。

明治七年同家に秋穂郵便局を開設し、源兵衛氏初代局長となる。正直氏の祖父である。

平原開作の北側、現在の信用金庫附近にエビ養殖池を築き有富開作を作った。

今の海岸通附近は藤田新太郎氏が明治二九年に着工し大正二二年に出来上った藤田開作で、六四六〇坪、内務省の技師を招いて設計を依頼、個人開作としては他にない大きな規模であった。

工事ははじめ人力のみで行ったが、後にはトロッコを使った。この浦には由緒ある家が多い。とりわけ、廻船業が盛んでその当時の雰囲気伝える家が徳久正雄氏宅であり、二階前面が道具置場他が船頭等の寝所にあてられたものである。

(田中 禮記)



お知らせ

事業所統計にご協力を

5月15日現在で、事業所統計調査が実施されます。

この事業所統計は、3年ごとに国が行う統計調査で、全国にあるすべての事業所を対象に、事業所活動の状態を調査します。

この調査結果は、国・県・市町村の行政に欠くことのできない基礎資料として使用されます。

本町では、県知事より任命された8名の調査員が、担当調査区内事業所の調査にまいりますので、この調査の重要性をご理解いただき、ご協力くださるようお願いいたします。

50年度稲作転換対策事業

昭和50年度稲作転換対策事業は、49年度に準じて実施されます。本町では、地域の実状に即した稲作転換を実施する方針ですので、申告もれのないようおねがいたします。

なお、昭和50年度米穀事前売渡申込限度数量の指示については、申告にもとづく希望量を基礎に、生産者別指示量を決定する予定です。

緑の羽根募金会計報告

50年春季緑化運動・緑の羽根募金は、皆様方のご協力により募金目標額に達しましたことを、厚くお礼申し上げます。

小型船舶操縦士の免許が 全面改正されました！

これまで、総トン数5トン未満の旅客運送の用に供しない船舶には、船舶職員法の適用がありませんでしたが、昭和49年5月25日の改正により、これらの小型船にも適用され、免許が必要となりました。

これに伴い、昭和50年11月26日から免許を持った者が乗船しなければ、船舶の運転ができなくなりました。

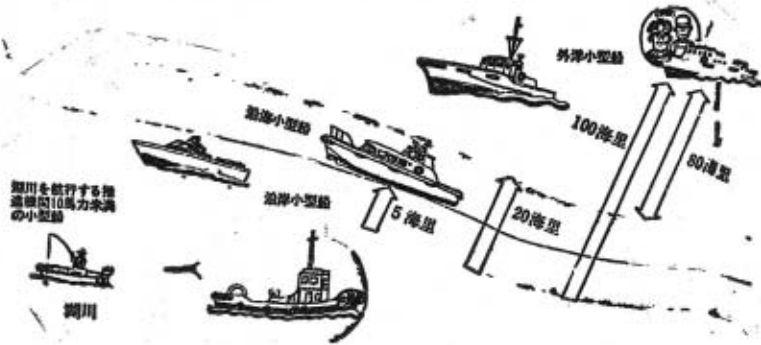
主な改正点

1 これまでの小型船舶操縦士の免許は廃止され、あらしく一級、四級の小型船舶操縦士免許が設けられました。

2 これまでの配乗表が改正され、総トン数20トン未満の小型船に乗り組む義務づけられる船舶職員およびその免許資格が、船舶の総トン数および航行区域を基準として、別表のように改正されました。

3 総トン数20トン未満の小型船には、小型船舶操縦士以外の免許では船長として乗り組むことができなくなりましたので、三種航海士以上の免許の所有者でも、総トン数20トン未満の小型船に船長として乗り組む場合には、小型船舶操縦士の免許が必要となります。

4 昭和49年5月25日現在におい



て、改正前の小型船舶操縦士または、これより上級の資格の免許を有していた者については、昭和59年5月25日までに船舶職員養成施設で、3時間以上の講習を受ければ、一級小型船舶操縦士の免許が与えられます。

◎ 本町では、前記の4に該当される方を対象に、7月中旬に講習会を行う予定にしていますので、該当者で受講を希望される方は、5月22日までに町産業課へ申込んでください。

なお、ご不明な点は産業課へ。

小型船の種類	総トン数	船舶職員	資格
外洋小型船 ※(注1)	20トン未満	船長	一級小型船舶操縦士
	20トン以上	機関長 ※(注2)	丙種機関士 又はこれ以上の資格
沿海小型船 ※(注1)	20トン未満	船長	二級小型船舶操縦士 又はこれ以上の資格
沿岸小型船 ※(注1)	5トン以上 20トン未満	船長	三級小型船舶操縦士 又はこれ以上の資格
	5トン未満	船長	四級小型船舶操縦士 又はこれ以上の資格
湖川を航行する推進機関10馬力未満の小型船	5トン未満	船長	四級小型船舶操縦士 (湖川を航行する推進機関10馬力未満の小型船の船長の免許として規定されたものを含む) 又はこれ以上の資格

※(注1) 外洋小型船 - 海岸から20海里以遠
沿海 " - 海岸から5海里以上20海里未満
沿岸 " - 平水区域海岸から5海里未満

※(注2) 外洋小型船で沿海区域から80海里を超える場合は、丙種機関士が必要となります。

船種	航行区域	船舶職員	資格
総トン数5トン以上20トン未満の小型船	遠洋区域を航行区域とするもの	船長	乙種一等航海士
		機関長	乙種二等航海士
	近海区域を航行区域とするもの	船長	乙種一等機関士
		機関長	丙種機関士
平水区域又は沿海区域を航行区域とするもの	船長	丙種航海士	
	機関長	丙種機関士	
40馬力以上の推進機関を有するもの	船長	小型船舶操縦士	
	機関長	丙種機関士	
40馬力以上の推進機関を有しないもの	船長	小型船舶操縦士	
	機関長	丙種機関士	
旅客運送の用に供するもの	船長	小型船舶操縦士	
	機関長	丙種機関士	
旅客運送の用に供しないもの	船長	小型船舶操縦士	
	機関長	丙種機関士	

この募金は、一応山口県緑化推進委員会に納入し、県委員会より募金額に応じて市町村に配分されます。

内訳と使途は次のとおりとなっていますので、ご報告いたします募金額 二万三千七百三十円
県緑化推進委員会 八千九百一円
地方緑化推進費 一万四千八百二十九円

なお、地方緑化推進費については、今年度は漁港環境緑化事業の一環として、緑化樹を購入いたしました。

採石業務管理者試験案内

試験日時 6月1日(日) 午前10時~12時

試験場所 徳山市久米栗ヶ迫 徳山大学

試験科目

- (1) 岩石の採取に関する法令(環境保全関係法令を含む)
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項

受験願書の受付期間 5月10日(土)まで (郵送の場合)は10日の消印まで有効)

受験願書の提出先 山口市滝町一番一号 一七五三三 山口県商工労働部商工課

提出書類

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書
- (3) 写真(名刺型)
- (4) 受験手数料

千五百円(県証紙を所定の欄に貼る)

※くわしいことは町産業課へおたずねください。

社 身体障害者手帳を

福 おもちですか

身体に障害があり別表に該当する人は、知事の定める医師の診断書を添えて、居住地の県知事に身体障害者手帳の交付を申請（本人が15歳に満たないときは、保護者がかわって申請）し、認定されると手帳が交付されます。

この手帳の交付をうけた人は、補装具・更生医療の給付・施設への入所など身体障害者福祉法上のいろんな援護をうけるほか、税の減免・国鉄運賃割引などもうけられます。

手帳の申請方法

手帳の交付を申請しようとする人は、申請書に次の書類を添えて提出します。

- 1 医師の診断書 一通
- 2 身体に障害のある人の写真一枚（上半身を撮ったため3センチ、よこ4センチ）
- 3.4 センチ

手帳の交付を申請しようとする人は、申請書に次の書類を添えて提出します。

1 医師の診断書 一通

2 身体に障害のある人の写真一枚（上半身を撮ったため3センチ、よこ4センチ）

3.4 センチ

すでに手帳を持っている人も、

戸籍の届出をされる方にお願ひ

昭和五十年は国勢調査の年に当たらないで、内容がよくわかるようになります。この年には四月一日からたとえば「会計事務員」と書いて来年度の三月三十一日までの間にみくください。

なさんが市町村役場に出生・死亡・死産・婚姻・離婚を届出られたときは、届書にお仕事を、また死亡の届出の場合は、お勤め先の仕事の種類も書くことになっております。

仕事は、「会社員」などと書かください。

次のような場合は手続きをしてください。

居住地がかわつたとき

居住地を移したときは、30日以内に手帳を添えて届け出を障害の程度がかわつたとき

手帳の交付をうけたのちに、障害の程度に重大な変化が生じた場合や、手帳の交付をうけたときの障害の状態に、それ以外の障害が加わって別表に該当する障害になった人は、手帳の再交付手続きを手帳を失つたりしたとき

手帳をなくしたり、破つたりよごしたりしたときは、その事由を書き、破れたりよごしたりした場合はその手帳を添え、再交付の手続きを。

手帳の交付場所

手帳の交付申請や変更申請の手続きは、町民課福祉係で行っていただきます。診断書など必要な用紙も用意してありますので、気軽にご相談ください。

なお、わからないことは町民課または担当民生委員さんへおたずねください。

六	五	四	三	二	一	類別
1 両上肢の機能の障害が、二肢とも、その機能の50%以上を失つたもの。	1 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の20%以上を失つたもの。	1 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の10%以上を失つたもの。	1 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の5%以上を失つたもの。	1 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の2%以上を失つたもの。	1 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の1%以上を失つたもの。	1 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.5%以上を失つたもの。
2 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の10%以上を失つたもの。	2 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の5%以上を失つたもの。	2 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の2%以上を失つたもの。	2 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の1%以上を失つたもの。	2 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.5%以上を失つたもの。	2 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.2%以上を失つたもの。	2 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.1%以上を失つたもの。
3 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の5%以上を失つたもの。	3 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の2%以上を失つたもの。	3 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の1%以上を失つたもの。	3 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.5%以上を失つたもの。	3 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.2%以上を失つたもの。	3 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.1%以上を失つたもの。	3 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.05%以上を失つたもの。
4 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の1%以上を失つたもの。	4 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.5%以上を失つたもの。	4 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.2%以上を失つたもの。	4 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.1%以上を失つたもの。	4 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.05%以上を失つたもの。	4 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.02%以上を失つたもの。	4 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.01%以上を失つたもの。
5 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.5%以上を失つたもの。	5 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.2%以上を失つたもの。	5 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.1%以上を失つたもの。	5 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.05%以上を失つたもの。	5 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.02%以上を失つたもの。	5 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.01%以上を失つたもの。	5 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.005%以上を失つたもの。
6 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.2%以上を失つたもの。	6 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.1%以上を失つたもの。	6 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.05%以上を失つたもの。	6 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.02%以上を失つたもの。	6 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.01%以上を失つたもの。	6 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.005%以上を失つたもの。	6 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.002%以上を失つたもの。
7 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.1%以上を失つたもの。	7 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.05%以上を失つたもの。	7 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.02%以上を失つたもの。	7 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.01%以上を失つたもの。	7 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.005%以上を失つたもの。	7 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.002%以上を失つたもの。	7 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.001%以上を失つたもの。
8 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.05%以上を失つたもの。	8 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.02%以上を失つたもの。	8 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.01%以上を失つたもの。	8 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.005%以上を失つたもの。	8 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.002%以上を失つたもの。	8 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.001%以上を失つたもの。	8 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.0005%以上を失つたもの。
9 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.02%以上を失つたもの。	9 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.01%以上を失つたもの。	9 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.005%以上を失つたもの。	9 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.002%以上を失つたもの。	9 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.001%以上を失つたもの。	9 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.0005%以上を失つたもの。	9 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.0002%以上を失つたもの。
10 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.01%以上を失つたもの。	10 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.005%以上を失つたもの。	10 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.002%以上を失つたもの。	10 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.001%以上を失つたもの。	10 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.0005%以上を失つたもの。	10 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.0002%以上を失つたもの。	10 両上肢の機能の障害が、一肢は、その機能の50%以上を失つたもの、他一肢は、その機能の0.0001%以上を失つたもの。

お知らせ

50年度県・町消費生活モニターさま

50年度の県と本町の消費生活モニターが、次のかたにきまりました。

消費生活モニターは、消費生活全般について、消費者の意見や苦情を行政に寄せるいわば、消費者と行政を結ぶパイプ役をしていただく方で、一年間活躍いただくことになりました。

県消費生活モニター

本田礼子 藤田静枝

本町消費生活モニター(住所)

▼大中豊子(浜中) 本田礼子(浜中) 西村綾子(北条) 渡辺君子(日地) 安光享子(西青江)

(藤田静枝(中津江) 宇津宮正子(砥岡町) 内田良子(下村) 松村民栄(宮ノ且) 末繁静江(黒濁南)

善意銀行からのお礼

次の方々から 香典返しに、或は特別な善意のご寄託を受けました。誠に有難く 厚く御礼申し上げます。

香典がえし(敬称略)

中津江 江村寛二

東本町 河野精一

浜中 福田スミ子

中津江 松村一夫

北条 江村義男

井南 角中彰子

住宅金融公庫融資受付開始

50年度第1回目 4/28・5/6

受付開始日

○建設資金 4月28日(月)

○増改築資金 5月6日(火)

なお、予定数に達しなすしめ切られますので、希望者は早目に申し込みをしてください。第二回は秋頃の予定です。

受付場所

住宅金融公庫業務取扱金融機関(銀行 信用金庫、農協、労金等)

融資条件

(1) 自分で住むための住宅であつ

融資額一覧表 (丙地域)

面積	構造		
	耐火構造 耐簡易耐火	燃組立 不燃組立	木造・組立 構造
100㎡以上 (老人及び同 身者増の 居場合のみ)	540	440	400
90㎡以上(同上)	490	400	360
80㎡以上	440	360	320
80㎡未満~70㎡ 以上	390	310	280
70㎡〃~60㎡〃	330	270	240
60㎡〃~50㎡〃	270	220	200
50㎡〃~40㎡〃	220	180	160

①、土地の準備ができてい

②、収入月額(年収の1/12)が

毎月の償還元利金の5倍以上あ

ること。

(3) 連帯保証人(申込人と同額以

上の月収のある人)があること

。ただし、公庫住宅融資保証を

利用する者は他に保証人は不要

です。

(1) 住宅部分の床面積が30㎡(約

9坪)以上、120㎡(約36坪)以

下であること。ただし、●60才

以上の老人 ●6人以上の親族
●心身障害者が同居する場合は
150㎡(約45坪)以下とするこ
とができる。

② 店舗等つきの併用住宅の場合
は、住宅部分の床面積が建物全
体の床面積の1/2以上であること
利率 年5.5パーセント

返済期間と方法

○耐火構造 35年以内

○簡易耐火構造 25年以内

○その他の構造 18年以内

で元利均等の毎月払いまたは、毎

月払いと6ヵ月払いの併用

住宅改良・(増改築等)融資

自分が住むための持家を増築・

改築・修繕等をするための融資で

、工事費の七割以内の額で10万円

から140万円まで。簡易耐火および

耐火構造の場合は、190万円までの

予定。

○利率 年6パーセント

○返済期間と方法 10年以内で元

利均等の毎月払い(原則)

提出書類

1 個人住宅資金借入申込書

2 敷地を確保していることを証

する書類(土地登記簿謄本等)

3 申込人の収入証明書

4 保証人の収入証明書(ただし

公庫住宅融資保証協会を利用す
る者は不要)

5 選定結果の通知書
ご不明な点は「取扱金融機関」
または町施設課へおたずねくだ
さい。

県勤労者住宅建設促進資金の貸付
県内に居住する労働者の持家建
設を促進するために、住宅金融公
庫等から資金の貸付を受けてな
不足する資金について、県が長期
、低利の資金を融資する制度です

対象者▼県内の事業所に5年以上
勤務している者。▼住宅金融公
庫資金及び、被保険者住宅転貸資
金融資を受ける者

資金の使途 住宅の新築や購入、
増改築に必要な資金

貸付限度額

新築購入資金 三〇〇万円

増・改築資金 一〇〇万円

貸付利率 年7.5パーセント

※その他くわしいことは、町産業

課または県労政課へおたずねくだ
さい。

被保険者住宅転貸資金の融資

厚生年金加入者または船員保険

加入者を対象に、住宅建設等に必
要な資金を転貸融資する制度です

対象者 厚生年金や船員保険の加
入期間が5年以上の人

資金の使途 住宅の新築や購入、
増・改築または、これに付随する

土地の取得に必要な資金

融資限度額

被保険者期間が

5年~10年未満 一五〇万円

10年~15年未満 二五〇万円

15年~20年未満 三五〇万円

20年以上 四五〇万円

融資利率 年7.45パーセント

※その他くわしいことは、町産業

課または県労政課へおたずねくだ
さい。

日地	松富ツル子
黒湯南	三好博真
宮ノ旦	松本孝介
下村	嶋田重治
西天田	原 寿一
小浜	角村陽子
東本町	米倉トヨ
西青江	安光正治
浜内	松富トヨ子
中条	尾崎佑吉
浜内	吉田典人
日地	渡辺公智
中条	海農重夫
赤崎	繁富 齊
下村	田原孝勇
屋戸	佐々木勇
大河内南	舛富 覚
中条	富田政一
日地	村上宗市
大河内南	森王義満
黒湯南	徳重節雄
尾道市	小林敏子
中条	白井涼子
中条	齊藤 登
一般寄付	
中津江	西村譲治
黒湯北	田中忠孝
下村	匿名
秋穂町文化祭チャリティシヨウ 善意箱	秋穂町役場
物品予託	町役場大海支所
古衣	秋穂中学校
雑布	山口農高秋穂分校
	老人福祉センター
	安光幸子
	祇園会

あかあさんのページ



品質表示 十

雑貨工業品の品質表示

雑貨工業品は、その品目が種々雑多であり、また製造業者はほとんどが中小企業で、その数は非常に多い状況です。そのためこれらの商品の知名度は割合に低く、また製造業者も商品の情報を十分提供していないようです。

一方、販売店でも十分な商品知識をもたないで、消費者がこれらの商品を購入する際に適切な説明ができないことがしばしばあります。

その結果消費者は、選択を誤ったり、間違っ使用して思わぬ損害をうけることがあります。

そこで魔法びんなどの15品目が、この法律の対象となつています。今回から、この法律の対象となっている品目と表示事項について順次掲載しましょう。(◇が義務づけられている表示事項です)

① 魔法びんおよび保温水筒

まほうびんの例

家庭用品品質表示法による表示	
品名	まほうびん
容量	沸水容量 2.0ℓ 火容量 1.8ℓ
保温効力	60度以上(24時間) 80度以上(10時間)
中びんのガラス種類	ほっけい酸ガラス
外装の材料	胴部 銅 口金または上ぶた ポリアプロピレン 中せん ポリアプロピレン
使用上の注意	強い衝撃を与えないように取り扱って下さい。 口冷えた中びんに急に熱いものを入れたりまたは熱せられた中びんに急に冷いものを入れたりすることはしないで下さい。 熱いものを入れて使う場合は、傾転させてなからが流れ出ないように注意して下さい。 エストーブ等に近づけないで下さい。 ホタワシ、みがき粉等の中びんが傷つき易いものを用いないで下さい。

〇〇〇魔法瓶製

◇品名「まほうびん」の文字を用いて行うことになっていきます
◇容量―消費者が使用目的に際したものを求めやすくするために表示することになっており、製品付属のせんをとった状態で中びんの口頭部まで満たしたときの「満水容量」と、製品付属のせんをしたときの実際にはいる「実容量」の両方をリットル単位で表示します。

◇保温効力―95℃の熱湯を満たして24時間放置(室温20℃)した後の温度を表示することになっていきます。また、46年6月から消費者側の要望等を考慮し、主として屋外で使用されるものにあつては6時間後の温度を、主として屋内で使用されるものにあつては10時間後の温度を、それぞれ表示するよう改訂されました。

◇中びんのガラスの種類―「ソーダー石灰ガラス」または「ほっけい酸ガラス」と表示することになっていきます。

◇外装の材料―外装の胴部、口金、または上ぶた(コップがついているものはコップを含む)および中せんの主な部分に用いられた材料を具体的に表示することになっており、メッキや塗装がしてあればそのことをもつけ加えてよいことになっていきます

◇使用上の注意―下に線に入れたり、活字を大きくしたり、文字またはラベルの色を変えたりして、他の表示に比べて特に目立つ方法を用いて例のように表示します。

◇表示方法は30センチ平方メートル以上の面積で卓上用は下げ札の表面に、携帯用は下げ札の表面、または巻きラベルの中央部につけることになっていきます。

○表示した者の氏名(名称)は、表示した者が自分の名前を書くことになっていきますが、通産大臣が承認した番号を書いてもよいことになっていきます。
(保温水筒―中びんにガラスを使用したものに限る)

◇品名―「保温水筒」の文字を用いて表示します。
◇容量―中びんに製品付属のせんをしたときの容量(すなわち実容量)を、リットル単位で表示することになっていきます。

◇保温効力―製品付属のせんをして6時間置いた場合の湯の温度が表示以上となるように表示することとし、その次にかつて書きで「6時間」と附記することになっていきます。
◇中びんのガラスの種類および外装の材料―魔法びんの規定に準じて表示することになっていきます。

◇断熱材の種類―硬質ポリウレタンフォーム、発泡ポリウレタンフォームまたは発泡スチロールの文字を用いて表示します。
○表示方法は、下げ札の表面または巻きラベルの中央部に表示することになっており、この場合の表示ラベルは20センチ平方メートル以上の面積を有するかぎり、わくの形は自由にしていきます。
○表示した者の氏名等は、魔法びんの場合と同じです。
(以下次号へ)

ちよつとひとこと

灯油のしまい方

灯油の容器には缶、ポリ容器などいろいろありますが、長く保存する時には缶で保存しましょう。ポリ容器で長く保存すると燃えにくくなるばかりでなく、燃やすと目がちかちかするなどの問題がおこるようです。県消費生活センターには、こういった灯油に関する苦情が寄せられていますが、苦情の灯油は、いずれも買ってから半年以上ポリ容器に保存されており、検査の結果では缶で保存した灯油にはない不純物が認められ、この不純物が燃えにくい、目がちかちかするなどの原因になっているようです。

灯油をポリ容器に入れておく場合、一、二週間は良いとしても、半年以上保存すると、容器の成分がにじみ出るようです。ポリ容器には、安定剤など多くの薬品が使われていますが、その中のどの成分が溶けているのか究明中です。

ポリ容器での保存は冬場の短期間ならよいとしても、長期間の保存には適しませんから、残りの灯油をしまふ場合には、必ず缶に入れ、密封し、火気のない冷暗所に保存しましょう。(灯油は危険物ですから、一般家庭では多量に保存することはできません。)